

「人と農地の問題」を解決するための「人・農地プラン」の作成等を支援します

～ 人・農地問題解決加速化支援事業 ～

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っただき、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 地域の担い手は十分確保されているか
- ◎ 将来の農地利用のあり方
- ◎ 農地中間管理機構の活用方針
- ◎ 近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者(農業法人、企業等)も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、



- ◎ 青年就農給付金(経営開始型) → 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方(※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します。)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- ◎ 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- ◎ 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。



3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的(1年に1回程度)に見直してください。

※ 市町村が人・農地プランの話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援しています。

農業経営の法人化等の支援

集落営農の組織化・法人化や複数個別経営の法人化等の取組を支援します。

農業経営の法人化支援

支援対象

集落営農（任意組織）が法人化する場合、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や農業法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合等

支援内容

定款作成や登記申請手続きなどにかかる費用を助成します



助成額 **40万円（定額）**

集落営農の組織化支援

支援対象

将来の法人化の前提となる集落営農（任意組織）を立ち上げる場合

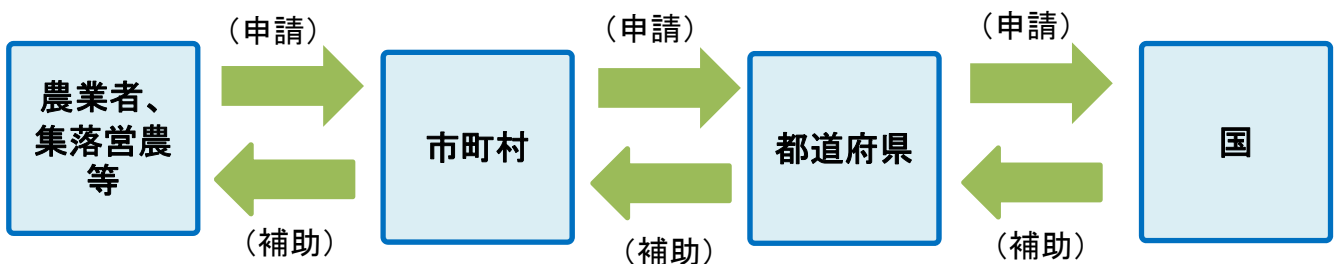
支援内容

会計経理知識の習得や規約の作成などにかかる費用を助成します



助成額 **20万円（定額）**

交付ルート



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に ☎ 0120-38-3786 までお電話ください。
(※ 最寄の地方農政局、地域センター、農業再生協議会(市町村、JA等)にもお気軽にご相談ください。)